第22回 **診療所事務長の仕事術**

診療所事務長はどんな仕事をしているのか。そんな疑問に、一般社団法人診療所事務長会のメンバーが答える。22回目は、医療法人社団高遼会の牛根弘貴氏だ。

診療報酬と精緻に向き合い経営の安定につなげる

牛根弘貴氏

医療法人社団高遼会
たかひろクリニック事務長

うしね・ひろき●大阪リゾート&スポーツ専門学校を卒業後、大阪府堺市にある整形外科がメインの病院に就職。リハビリ助手として面接を受けたが、医事課に配属され医療保険請求業務に特化して事務経験を積む。趣味のサッカーを通じて現院長と知り合い、2014年より現職。関連病院の統括事務長も兼務する

当院は2012年に西宮市に開業し、整形外科、リハビリテーション科、リウマチ科を標ぼうする診療所です。

私は前職で13年間医事課に在籍し、レセプト請求が医療経営にとっていかに大切かが身に染みています。病院と違い、診療所は外来だけで経営を維持していかなければなりません。そのため、2年に1度の診療報酬改定時には、セミナーや関連書籍など知識のアップデートを欠かさず、積極的に対応策を講じています。

また、毎月請求前には理事長と分担して1枚ずつレセプト点検も行っています。毎月の売上額を見るだけではわからないことが、レセプトを見ていると浮かび上がることがよくあります。

たとえば月の請求額が2カ月連続同額だった場合、医療処置として注射が多かった月とリハビリの実施が多かった月では、前者のほうが薬剤の購入費などがかかっているため利益率が低くなります。また、同じようなリハビリを実施したのに請求額に差異が見られる場合などは、どちらかのレセプトで算定項目の間違いや抜け、漏れがあったりする可能性があります。

このように、毎月のレセプトチェックで浮かび上がってきた課題は、院内会議の議題に上げたりスタッフを巻き込んで見直したりします。月のリハビリ頻度は適正か、各スタッフの取得単位は間違っていないかなど、根本的に確認し直したこともありました。

さらに、月ごとに変動する請求額をなるべく一定に保つには、リハビリのキャンセルを減らすことも大切です。リハビリの重要性はしっかりと患者さんに伝わっているか、「また来院しよう」と思ってもらえるような接遇ができているか、リハビリの効果を実感してもらえるような技術を提供しているか――などを、リハビリスタッフとともに話し合い、できていなかった部分や改善の余地がある部分がないか、振り返ったこともあります。振り返りをすることで、人員の適正配置ができるようになり、抑えられた人件費で必要な人材を新たに採用するといったことが可能になります。

このほか、新しい治療を取り入れるときは、どの項目で何点の算定になるのかなど、スタッフに説明の機会を設け、各スタッフにも、診療報酬を頭に入れて仕事をしてもらうようにしています。

最近は、電子カルテの機能も進化しており、レセプトを提出する前のチェック機能が備わっているため、算定の誤りが減りました。しかし、あらかじめ算定されている項目に対してのチェックでしかないため、算定漏れを指摘してくれるわけではありませんし、実際の診療との照合をしてくれるわけでもありません。ですから、私と理事長による毎月のレセプト請求前チェックは、まだまだ続きます。

現在、コロナ禍で整形外科では患者さんの来院が安定しない日々が続いています。今後は、保険診療もますます厳しくなることが予測されるため、正しく最大限に診療報酬を請求し、経営を安定させて従業員を守ることが、私の役割だと思っています。

一般社団法人診療所事務長会
https://cl-manager.com/
2016年1月発足の診療所事務長の会。診療所事務長や院長などが集まり月1回の勉強会を開催しているほか、日々の仕事についても互いに助け合っている